



しかべちょう
北海道 鹿部町

第 9 号

2002年 4月

議会だより

最盛期

今年のホタテは**大きいよ!**
「いっぱい食べて～」

第二回定例会の概要

一般質問

臨時会の概要

委員会の活動

12P 11P 6P 2P



発行／鹿部町議会 編集／鹿部町議会だより編集特別委員会
TEL 01372-7-2111 (内線24,76) FAX 01372-7-3086

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜299番地
E-mail gikai@town.shikabe.hokkaido.jp

平成14年 第1回定例会

平成14年第1回定例会は、3月8日に招集され、会期を11日間と決め、町長の行政報告、町政及び教育行政執行方針が述べられ、5名の議員が6項目にわたり一般質問を行いました。

又、条例・議案33件などを審議し、全て原案どおり可決し、会期を4日残して14日に閉会しました。尚、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

一般会計は
27億2千587万6千円
(前年度対比 △19.3%)

平成十四年度予算については、三月十二日、十三日の二日間、慎重に審議し、原案のとおり可決しました。

平成十四年度各会計予算決まる
全会計の総額 四十四億円

各会計別当初予算対比

(単位：千円、%)

会 計		14年度	13年度	増減額	増減率
一 般 会 計		2, 725, 876	3, 378, 602	△ 652, 726	△ 19. 3
特 別 会 計	国民健康保険	629, 173	596, 034	33, 139	5. 6
	老人保健事業	626, 535	505, 299	121, 236	24. 0
	介護保険事業	207, 857	201, 234	6, 623	3. 3
	小 計	1, 463, 565	1, 302, 567	160, 998	12. 4
水 道 事 業 会 計	収 益 の 収 入	120, 067	119, 825	242	0. 2
	収 益 の 支 出	99, 821	116, 406	△ 16, 585	△ 14. 2
	資 本 の 収 入	1	1	0	0. 0
	資 本 の 支 出	43, 929	60, 071	△ 16, 142	△ 26. 9



3月8日に開催された『第1回定例会』

条 例

△鹿部町情報公開条例の制定
町政に関する公文書の開示を求める権利を明らかにし、情報公開に関する必要な事項を定めた。

施行期日は、平成十四年七月一日となる。

△鹿部町個人情報保護条例の制定

情報公開条例の制定に伴い、個人情報保護の適正な取扱いの確保に必要事項を定め、行政実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正などを求める権利を明らかにした。
施行期日は、平成十四年七月一日となる。

△鹿部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定

情報公開条例の制定に伴い、公文書の写しの交付手数料を一件につき千円とした。

又、現行の「地籍筆界点成果簿の閲覧手数料一点につき

千円」と定めている「一点につき」を「一筆につき」と改めた。

△鹿部町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定

中小企業基本法の改正による中小企業者の範囲と用語の変更、融資を行う金融機関に「北洋銀行森支店」を追加し、利子補給の額の期間と、請求の期間の取扱いに係る「月日(つきひ)」を改正した。

△鹿部町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

現行日当の三分区(部内・部外・部外の日帰り)を一本化して、金額は、それぞれの区分中における現行の部外の額とし、「部内の宿泊料・一律一万円」とあるのを「実費」と改正した。

△鹿部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

教育委員、選挙管理委員等、議会議員を除く非常勤特別職員の現行日当欄の三分区(部内・部外・部外の日帰り)を一本化して、金額は、教育委員、監査委員、選挙管理委員は二百円、その他の委員等は二千円とし、部内の宿泊料を一律実費とした。

△鹿部町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

宿泊料を「実費」に改めた。

△鹿部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

町三役(町長、助役、収入役)の旅費の現行日当の三分区(部内・部外・部外の日帰り)を一本化して、金額は、それぞれの区分中における現行の部外の額とし、「部内の宿泊料・一律一万円」を「実費」と改正した。

△鹿部町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定

改正内容は、特別職と同様である。

△職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
主な改正内容は、現行の日当支給区分の一本化と、宿泊料の改正である。

△鹿部町職員の再任用に関する条例の制定
地方公務員法の一部改正により、定年退職した公務員を最長五年間再雇用できる再任用制度が制定されたことに伴い、本制度を導入した。

△鹿部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

鹿部町職員の再任用に関する条例の制定に伴い、地方公務員法に基づく定年退職再任用職員の給与、手当等について、給与月額並びに手当の適用、非適用等を規定した。

△鹿部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

職員の再任用に関する条例の制定に伴い、地方公務員法に基づく定年退職再任用職員の内、短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間、休暇の関係等を規定した。

又、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴い、育児並びに介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限規定と介護休暇について本条例も一部改正した。

△鹿部町職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
職員の再任用に関する条例の制定及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例も一部改正した。

△鹿部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定

職員の再任用に関する条例の制定に伴い、地方公務員法第二八条の四で規定されている「定年退職者の再任用」条項を、本条例から削除した。

△鹿部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

○減額した手当

○廃止した手当

水道業務、大型自動車運転業務、伝染病防疫業務、野犬掃討業務、死体処理業務、税外徴収業務、海上作業業務

△企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定

職員の特殊勤務手当の改正に伴い、従来、支給対象としていた企業職員（水道業務）についても削除した。

又、職員の再任用に関する条例の制定に伴う文言などの追加と、地方公務員の育児休

業等に関する法律の一部改正に伴い、養育対象児を一歳から三歳に改めた。

△鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定

保健婦助産婦看護婦法が一部改正され、「保健婦」が「保健師」、「看護婦」が「看護師」と資格名称が改正されたことに伴い、本条例においても関係名称を改正した。

△鹿部町集会所使用条例の一部を改正する条例の制定

本別中央会館が設置されることに伴い、旧会館の用途を廃止するため本条例から削除した。

△本別中央会館の設置及び管理条例の制定

本別中央会館の完成に伴い、管理運営に関する事項等を定めた。



4月4日より一般開放された本別中央会館



△鹿部町防災行政無線放送施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定

大岩地区、鹿部地区、本別地区二ヶ所、駒見地区の計五ヶ所に屋外拡声機五基を増設したことにより、現行の「二十四基」を「二十九基」と改正した。

【以上二十一件

原案どおり可決】



駒見地区に増設した屋外拡声機



補正予算

△一般会計

歳入歳出それぞれ一億三百六十五万五千円を減額し、予算総額を三十九億千七百四十一万五千円とした。

内容は、予算精査によるものが主である。

△国民健康保険事業勘定特別会計

会計

歳入歳出それぞれ千五万円を追加し、予算総額を六億二千二百四十一万二千円とした。

内容は、療養給付費の一般被保険者が二千二百七十万七千円の追加、退職者等で八百七十一万円の減額が主なものである。

△老人保健特別会計

歳入歳出それぞれ四千三百九十八万八千円を追加し、予算総額を五億六千四百三十二万三千円とした。

内容は、医療給付費の追加が主なものである。

補正後の各会計別予算状況

(単位：千円)

会 計	補正額	補正後
一 般 会 計	△ 103,655	3,917,415
特 別 会 計		
国民健康保険	10,050	622,412
老人保健事業	43,988	564,123
介護保険事業	△ 19,155	194,383
小 計	34,883	1,380,918
水道事業会計		
収益的収入	52	119,877
収益的支出	52	108,262
資本的収入	—	1
資本的支出	—	60,071

△介護保険事業特別会計

歳入歳出それぞれ千九百五十万五千円を減額し、予算総額を一億九千四百三十八万三千円とした。

内容は、サービス給付費の減額が主なものである。

△水道事業会計

収益的収入及び支出をそれぞれ五万二千円追加し、収益的収入の総額を一億千九百八十七万七千円、収益的支出の総額を一億八百二十六万二千円とした。

内容は、大岩配水管修繕工事に伴うものである。

【以上五件

原案どおり可決】

その他

△公の施設の行政区域外設置及び行政区域外給水

現在、南茅部町岩戸地区の飲料水施設より供給を受けている字大岩の南茅部町との隣接地区に住居を構える一戸について、この度、南茅部町が岩戸地区を大船簡易水道に変更して給水のための配水管延長工事を実施するにあたり、

従来どおり供給を受けるための協定を地方自治法第二四四条の第三項の規定に基づき議決した。

【以上二件

原案どおり可決】

△北海道市町村総合事務組合規約の一部改正

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の一部改正に伴い、学校医等の公務災害に対する補償に関する事務が市町村の事務になるため、当該事務を北海道市町村総合事務組合で共同処理することとし、地方自治法第二八六条第一項及び同法第二九〇条の規定に基づき議決した。

永年勤続議員表彰

この度、議会議長として、議会の使命達成に努め、地方自治の振興発展に寄与した功績により、渡島町村議会議長会から表彰されました。



佐 藤 友 一 議長

一般質問

第1回定例会での一般質問は、5名の議員から6件の事項について質問がありました。

質問、答弁の趣旨をまとめ、項目順に紹介します。

協議会設立後の動きは

(質問者)

野田 重毅 議員

漁業系廃棄物の処理については、町政執行方針に、漁業系廃棄物適正処理対策協議会において、漁業者の負担軽減を最優先し、当町にあった処理方途を検討して、施設整備に努めるとありますが、三月六日の北海道新聞に、結論が出た時点で年度途中でも予算化する旨の内容が記載されておりました。

この内容からすると、年度中に結論が出るものと思われ

ますが、今現在、どこまで協議が進んでいるのか、又、この協議会では、具体的にどのような調査・研究を行っているのかを伺いたい。

議会終了後行動

(答弁者)

松本 豊勝 町長

漁業系廃棄物適正処理対策協議会については、二月十三日に設立総会を行っておりま

すが、具体的な協議、実行は、議会終了後行うこととしてございます。

今後の行動予定と致しましては、現在稼動している他町村の施設の調査を行い、当町にあった処理方法を探ることが急務と考えております。

又、北海道新聞に掲載された部分については、協議会において結論が出され、それが当町にとって有効な手段と判断したときに、資金面を含めてあらゆる機関と交渉を進め、早期に実現しなければならな

いとの私の意思を表したものでございます。

又、森町、砂原町、鹿部町の三町で組織しております未利用資源有効利用協議会においては、付着物の減量化を図る為等の試験を、これは水分の減少等の試験なんですけれども、各町のホタテ貝養殖業者と連携し進めており、試験結果を適正処理対策協議会の検討資料にしたいと考えております。

漁業系廃棄物処理対策は、一日も揺るがせない問題と位置付け対処して参りたい。

根付け漁業の考え方は

(質問者) 野田 重毅 議員

当町における漁業生産については、ホタテ養殖、スケソウ刺し網、昆布採取漁業等に依存し、その年によつては水揚げ高が大きく左右されるのが現状であります。

近年においては、比較的着業者の多い浅海漁業、特にガゴメ、ウニ等の不振が続いております。

各関係機関と緊密な連携のもとに増大対策について協議されていると思いますが、理事者の根付け漁業に対する基

本的な考え方、又、道より新たな漁業振興策が示されると聞いておりますが、これらに伴う増大対策計画について伺いたい。



エゾバフンウニ

基本的資源 各機関とタイアップ

(答弁者) 松本 豊勝 町長

本町の漁業は大きく分けて、

漁船漁業と養殖漁業があり、漁船漁業は、スケソウ等魚類については、毎年変化があり、安定性は確立されたものでないと考えております。

ホタテ、コンブ養殖漁業に

ついては、技術的にも確立され、安定した生産が見込まれてございますし、又、固定化した資源として、ウニ、天然コンブ等の資源があり、これの安定確保のため、従来にも種苗放流等漁場造成等にも力

を注いで参りました。

この資源は基本となるものでありますので、今後とも継続して参りたいと思っておりますが、ウニ、ガゴメの漁業不振は、誠に憂慮に堪えないものであります。

漁協、栽培センター、栽培

公社、渡島東部水産普及指導所の知恵を結集し協議しておりますけれども、今だこれといった原因を明らかにすることが出来ない現状にあります。各機関それぞれの立場に

において調査研究を継続しておりますので、結果がはっきりしたときに漁協と協議をして参りたいと存じます。

渡島支庁管内では、渡島海洋環境ネットワーク推進協議会が設立され、海洋環境に関する情報収集を行い、漁業者の漁海況、漁業の執行利用を、その漁海況予報を提供することとを目的としており、現在、北大水産学部の先生が中心となり、各水産普及指導所と協同で、水温と漁獲物の関係进行分析しております。

分析結果により渡島全体の対策を協議することにしており、具体的な方策が示されることに期待をしております。

北海道においては、水産業振興条例が審議中であり、条例制定後本年度中に具体的な事業推進計画を樹立することになっております。

従って今後示される事業推進計画を慎重に精査し、漁業協同組合の意思も尊重し対処して参りますのでご理解を頂きたい。

ただ、これは私の私見でも

あり、考え方でもあるんですけれども、やはり、行政として経済団体に対する介入は限度があると思っております。

又、個人的にも、日常考えておることなんですけれども、例えば昨年は天然昆布は豊漁に恵まれました。

しかし、採取する方法、漁法に、何ら手を加えることなく十年一日のごとく、今日に至っております。

昆布漁をする漁業者も高齢化が進んでおり、体力的にも生産を上げるためにも採取方法に改良を加えてもよいのではないかと思います。

又、ウニの採取でも身入れの良い時期に採取する事が出来るように規程措置を検討すべきでないかと思っておりますし、漁種別に作業の協業化、共同化を、これらの問題も図っていくべきでないのか、漁業者も漁協も自らが生産、利益率の向上のために創意工夫をして、欲しいものと思っております。

南東・南西の 風に苦慮

(質問者)

伊藤 辰男 議員

本別漁港東護岸については、計画追加整備され、岸壁利用が可能となり利用者は有効に活用していることはご承知のとおりであります。

しかし、整備に当たっては、先ず底体部の拡幅を優先させ、時期を見て嵩上げを要請する運びとなっておりますことは承知しておりますが、今の状況を見ますと南東の風が吹くと岸壁に砂が溜まり、更に南西の風が吹くと砂が舞って船上に砂が溜まるなど、機械場の戸を開けて乾かすことも機械に影響があり、苦慮している状況なので、嵩上げについて関係機関に要請していく考えがあるのか伺いたい。

状況写真添え要望中

(答弁者)

松本 豊勝 町長

本別漁港は第十次漁港整備長期計画に基づいて本年度から、逐次整備され、新しい部分も、それぞれ動いているところでございます。

それで東護岸の件でありますけれども、砂が大量に漂着し、消波ブロックが埋まっている状況であるため南東の風が吹くと、護岸を越えて波と砂が岸壁道路に流入し、係船している漁船に支障を来している現状にあります。

この関係は、従来から担当課の方からも聞いておりまして、越波状況の写真等を添えて、既に土木現業所へ要望してございますし、関係機関としては地元の要望に応えるべく、鋭意検討している最中である。



南東の風により溜まる砂

パイオフ解禁 町の対策は

(質問者) 大沢 喜代治 議員

平成十四年四月一日より実施されますパイオフですが、取り引きしている金融機関が破綻した場合、当座性預金以外の預金については、元金千万円とその利息より保障されません。

又、平成十五年四月一日からは、総ての預金が適用になります。

勿論、自治体の公金についても例外ではありません。

このことについて、町では具体的にどのような対策を考えているのか伺いたい。

健全性の確認 預金と借入金との相殺も視野に

(答弁者)

松本 豊勝 町長

パイオフ対策でございますけれども、安全なところに預けるということにつきると今は考えるんですけれども、その安全対策なんです、二つほど今のところあるんじゃないかと思っております。

これは分散化して事もあるんですが、今のところは、それは考えないで、まず一つ目として、取引金融機関の情報を的確に分析し健全性を確認していかねばならない。

二つ目は、損害を最小限に抑えるために町の預金と町が渡島信用金庫より借り入れしている起債及び一時借入金とを相殺するというのも考えてございます。

始めに申し上げました金融機関の分析の関係なんですけれども、ちょっと内容を言わせて頂ければ、金融機関の健全性を見るときに、運用資産

に対する資本等の比率により、資産の安全性をみるものとして自己資本比率と不良債権比率とがあります。

自己資本比率について、国は国内基準として四%以上のところが健全な金融機関としてございます。

当町の指定金融機関でございます渡島信用金庫は、三年間の数字を申し上げますと、自己資本比率が平成十年度末で十四・〇二%、十一年度末で十四・〇七%、十二年度末で十四・〇二%でありまして、国の基準を大きく上回っております。

不良債権比率についても、平成十年度末で七・六八%、十一年度末で六・〇九%、十二年度末で五・九二%であります。これについての国の基準はありません。不良債権の額の大小よりも、どれだけ引

当されているかが金融機関の体力が強いのか、弱いかなとなる訳で重要な部分であります。

渡島信金の不良債権の額につきましては平成十二年度末でもって三十八億三千百万円、

このうち、担保保証のあるものが二十四億八千七百万円。

残り十三億四千四百万円は全額貸倒引当金が引当され損失

処理されておりますので、回収に懸念のある債権はゼロと

なっており、渡島信用金庫は現時点では少なくとも破綻の

恐れは極めて小さいという判断を致しております。

いずれに致しましても、情報収集に努め、町の預金の安全確保に万全を期して参りたい。



4月から解禁となったベイオフ

各分野での自主財源確保が課題

(質問者) 中川 一 議員

マスコミなどで、毎日のように地方の時代だとか、町村

合併、交付税の減額、自己責任、ベイオフの関係などについて、報道がなされておりますが、これらに関して三点ほど伺いたい。

まず一点目として、地方交付税が段階的に減額されるように聞いておりますが、詳細にお知らせ願いたい。

二点目として地方交付税の減額により今後の事業執行に大きな影響を及ぼすものと推察されますが、平成十五年度からの第四次総合計画に反映されてくるのか伺いたい。

三点目として、各分野での自主財源の確保が重要課題となってくると思いますが、理事者の基本的な考えを伺いたい。

歳入の減、実施計画に反映

(答弁者) 松本 豊勝 町長

まず一点目の地方交付税が段階的に減額される内容でございますけれども、具体的に判明しているのは、段階補正という項目で従来人口規模の小さい団体ほど人口一人当たりの経費が割高になるという傾向を反映させるため、割増計数を措置してりましたが、

国は小規模町村であっても、職員の兼務や外部委託等で合理的効率的に行財政運営を行っている団体もあるということから、基準を十万人に置き、本町の場合であれば四千八人の小規模町村のため今後三年間で段階的に減額になるというの大きな内容でございます。

す。ちなみに減額予想額は、平成十四年度で、約千八百万円、十五年度が三千六百万円、十六年度が五千四百万円。この十四年度から十六年度までのこの三年間でもって一億八百万円が減額されます。

これによって、十七年度以降は、この減った残りの額で推移して参ります。

一億八百万円、一年ずつ落ちていって、最後は五千四百万円減るんですけれども、これらのものが減ったその時の数値で今後は推移していきま

す。それが景気悪くても上がっていきますっていう事でござい

ません。そのままで行きますということになって参ります。これが段階補正ですけれども、この他に、段階補正み

たいに具体的ではありませんけれども、基準財政需要額、これは歳出の問題、及び基準

財政収入額、これは税とかの収入の問題ですが、算定に用

いる測定単位、単位費用等の変更を国が予定しております

で、結果としての国の十四年度の交付税配分額は前年度対

比で四％の減となっております。

二点目の地方交付税の減額によって、平成十五年度から始まる第四次総合計画に反映されるのかという質問でござ

いますけれども、これにつきましては、総合計画の全体的な基本構想、それに伴う基本計画については、やはりこ

れから将来に向かってのビジョンを描くわけでございますので、それよりも毎年度の実施

計画、これについては、今のこの減の問題というのが大きく反映されるものと考えてござ

います。

三点目の各分野での自主財源の確保についてでございますけれども、ご案内のとおり自主財源の主なもの、町税、

使用料、手数料、財産収入等でございます。自主財源の確保は地方自治法確立の基礎

となり、住民に公平に課した町税等の収納は、滞納が非常に増え、多額になっている状

況を猶予し、今後は強制執行も視野に入れて収納指導に強く対応して参りたい。

処理対策助成の考えは

(質問者) 佐藤 頼幸 議員

ホタテ付着物の処理については、町から三年間にわたり多額の助成がされており、今後のホタテ付着物処理費の内容を詳細に説明願いたい。

又、理事者は、今後においても助成をしていく考えがあるのか伺いたい。

一点目の今年度のホタテの付着物の処理費の内容についてでございますが、漁協の資料より算出致しますと、付着物は貝生産を一万二千トンの五十%、六千トンを見込んでおり、処理費トン当たり一万円で六千万円、運搬費トン当たり二千二百円で千三百二十万円、防水処理対策費七百五十万円、積み込みのためのショベル借り上げ料二百万円、総額で八千二百七十万円となっております。

二点目の今後においても助成していく考えなのかとのお尋ねでございますけれども、廃棄物適正処理対策協議会において当町に合った処理策を検討し、有効な手段が見出されたときに助成等も併せて協議して参りたい。

訓練内容と不安解消は

(質問者) 浦 梅吉 議員

平成十四年度の執行方針の中で、駒ヶ岳噴火を想定した避難訓練を実施して参りたいと述べておりますが、具体的にどのような訓練を計画しているのか伺いたい。

又、やすらぎの里地区の住民の方々は、避難所が遠いために不安を持っております。

住民の不安をいくらかでも解消するような対策等について、理事者はどのように考えているのか伺いたい。



昨年実施した避難訓練

訓練は町内会単位で自主避難 総合体育館で理解を

(答弁者) 松本 豊勝 町長

一点目の避難訓練の実施については、昨年の状況を少し話したいと思えます。

昨年十月四日渡島支庁の主催でもって駒ヶ岳噴火災害防災総合訓練が実施されました。北海道には二十五の活火山がございまして、この内、十火山は北方領土に位置しております。まして、残り十五の活火山のうち、五つの火山(雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳)が気象庁の常時観測火山として二十四時間体制で常時観測を実施しております。

これらの火山周辺自治体との連携を図るために平成十三年度に北海道火山フォーラム

を実施し、合わせて総合訓練を行ったところであります。

この訓練に併せて、鹿部町においても幼稚園・小学校・中学校及び大和リゾート地区住民を対象に自主避難訓練を実施いたしました。

当日は、幼稚園は、中央公民館への避難訓練、小・中学校では体育館に避難する訓練を実施しました。

リゾート地区の方々については、自主避難ということで、各自動車避難されましたが、百台を超える車で、参加者も二百十一名の沢山の方が参加した避難訓練であったことから、信号個所で渋滞となったり、道道及び町道から国道に

有効な処理策と合わせ 助成も検討

(答弁者) 松本 豊勝 町長

出る個所での渋滞並びに総合体育館の駐車場が入れなくなったりと色々な問題も出ました。

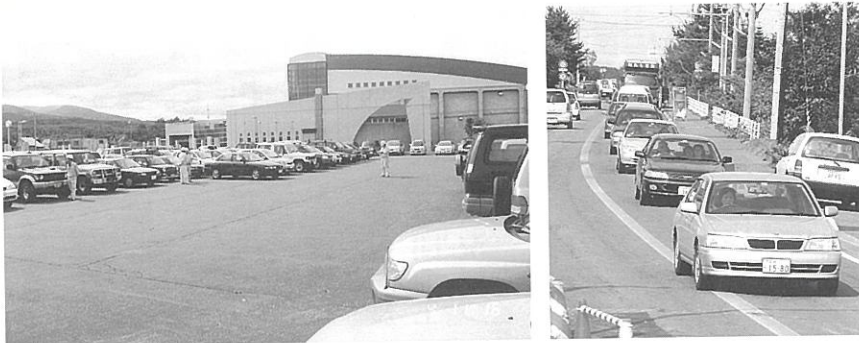
これらのことから、全町的な避難訓練は交通状況等から困難であろうと思われますので、避難訓練の実施については、町内会単位、又は地区単位で自主避難という形での訓練を実施する方向で検討してございます。

二点目の避難所が遠いとの質問ですが、確かにリゾート地区住民の避難所であります総合体育館までは距離的にして約八kmほどございます。駒ヶ岳噴火災害予想図、ハザードマップでは火砕サージ・火砕流災害の到達危険区域Aが駒ヶ岳火口から六・五kmの地点で、リゾート地の美駒平が入ります。

又、危険区域Bでは宮浜地区までで火口から遠いところで十一kmの地点、危険区域Cは鹿部・大岩地区となつてございます。

特に火口から折戸川までは火災サージや火砕流の危険性が高いとの専門家の意見もあり、リゾート地区住民及び出来潤・本別地区住民の避難施設を総合体育館に指定してございます。

避難施設は遠いとは思いますが、町民の生命の安全を考慮し避難施設を指定しておりますので、ご理解を賜りたい。



避難する車両で混雑した国道・総合体育館駐車場

第一回臨時会

第一回臨時会は、一月二十二日に開催され、次の事項について審議しました。

△平成十三年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告
地方自治法の規定により、平成十三年十二月二十七日付で専決処分したもので、歳入歳出それぞれ百七十七万五千円を追加し、予算総額を四十億二千百七万円とした。



自主防災会主催の防災学習会

内容は、昨年九月の大雨により崩落した常呂林道の復旧費の追加である。

△工事請負契約の締結

【工事名】

宮浜中央団地新築工事

(D棟建築主体)

【契約金額】

一億八千六百五十五万円

【契約の相手方】

大和ハウス工業株式会社

札幌支店

第二回臨時会

第二回臨時会は、三月二十八日に開催され、次の事項について審議しました。

△教育委員会委員の任命

教育委員が一名辞職したことから、後任として次の方を任命することに同意した。

氏名 小玉 健

住所 宮浜三五〇番地

の二五

あなたも議会を傍聴してみませんか

・・・ 手続きは簡単です。 ・・・

傍聴者名簿に住所・氏名を記入するだけです。

委員会の活動

総務経済常任委員会

所管事務調査

一、本別中央会館及び宮浜中央団地工事の進捗状況について

【調査の概要】

本別中央会館の総事業費は、二億四千三百七十五万円（建築主体工事 一億七千五百三十五万円、機械設備工事 四千三百五十七万五千円、電気設備工事 二千四百十五万円）であり、工期は平成十三年八月一日～平成十四年二月二十八日である。

構造は、鉄筋コンクリートラーメン構造二階建てで、面積は建築面積五〇一・九六㎡、延床面積七〇一・四二㎡となっている。

【調査の結果】

本別中央会館全体の進捗状況は、七十八％（一月十六日現在）で、個別に見ると、建築主体工事七十八％、機械設備工事八十一％、電気設備工事七十％と順調に推移しており、工期内で完成する予定である。（本年二月完成済み）

宮浜中央団地については、

総事業費が二億二千百七十六万円（建築主体工事 一億七千五百十四万円、機械設備工事 三千二十四万円、電気設備工事 千六百三十八万円）であり、工期は平成十三年八月一日～平成十四年三月十一日である。

構造は、鉄筋コンクリート壁式構造三階建て廊下型で、建築面積が三八八・六五㎡、延床面積が一、〇四八・六九㎡となっている。

現地調査した結果、会館の道路沿いにエゾヤマツツジを植栽する計画となっているが、通行する際、見通しの妨げとなる危険性があるので、植える樹木について再度協議するよう要請した。

又、多目的ホール横の倉庫への非常口設置についても、要請した。

宮浜中央団地全体の進捗状況は、七十一・一％（一月十五日現在）で、個別では建築主体工事七十五・五％、機械設備工事六十％、電気設備工事四十五％と順調に推移しており、工期内で完成する予定である。（本年三月完成済み）

基本的な構造については、平成十一年度から建設されているものと変更はないが、細かい部分での改良はされている。



本別中央会館



本別中央会館



宮浜中央団地

民生文教常任委員会

所管事務調査

一、国民年金対策と現状について

【調査の概要】

地方分権一括法の公布に基づき平成十二年四月から国と地方の役割が区分されている国民年金事務の内容と現状について調査した。

【調査の結果】

当町における国民年金加入者は千七百十三人で、このうち免除者が三百五十一人、任意加入者九人、第三号被保険者が三百人であり、実際の納付者は千六十二人となっており、納付総額一億千五百万円に対し、受給者は千四百三人で約八億六千二百万円が受給されている。

二、学校給食センターの現状と課題について

【調査の概要】

少子化と施設の老朽化に伴う今後の運営及び現状について調査した。

【調査の結果】

現在の施設は築二十三年経過しており、平成三年から今日までに百万円以上の工事又は修繕の経費は、約三千三百万円にも上っている。

今後においては、耐用年数からみると、ボイラー及び搬送車の修繕又は取替が考えられるが、搬送車については、新規購入するとなると四百五十万円と高額なため、現在、パンのみとしている委託配送について、給食全般に拡大することも視野に入れ慎重に検討するよう要請した。

又、新聞等でも報道されている狂牛病問題及び雪印食品の牛肉偽装事件については、当町では給食に一切使用して

おらず、特に対策は講じていない。

雪印食品についても、一切使用していないが、牛乳については道機関より指定を受けている雪印乳業を指定している。給食費（月額）については、幼稚園二千八百円、小学校三千三百円、中学校四千二百円である。

少子化による需要の減少、施設の老朽化による維持管理費の増加など、センターの必要性についても考えなければならぬ時期だと思われるので、運営方針等について十分協議されたい。



現在使用中の搬送車

各委員会の閉会中の所管事務調査

各常任委員会及び議会運営委員会が六月定例会までの閉会中に、次の事項について調査します。

◆総務経済常任委員会

一、町有財産の管理状況について

◆民生文教常任委員会

一、不法投棄の現状について

◆議会運営委員会

一、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について

二、議長の諮問に関する事項について

議会のうごき

1 月

- 2 日 鹿部消防団出初式
- 18 日 総務経済常任委員会所管事務調査
- 21 日 市町村合併講演会（議長外議員出席）
- 22 日 議会運営委員会・第 1 回議会臨時会
- 25 日 監査委員より平成13年12月分の出納検査報告書を受領



1 / 2 鹿部消防出初式

2 月

- 5 日 議会だより編集特別委員会
- 7 日 民生文教常任委員会所管事務調査
- 13 日 漁業系廃棄物適正処理対策協議会（副議長出席）
- 18 日 議員全員協議会
- 22 日 監査委員より平成14年 1 月分の出納検査報告書を受領
- 26 日 地域電力懇談会（議長外関係議員出席）
- 〃 渡島福祉会理事会（議長外関係議員出席）
- 27 日 鹿部町森林組合通常総会（議長出席）

3 月

- 5 日 茅部地区衛生施設組合議会（砂原町・関係議員出席）
- 6 日 議会運営委員会
- 8～14 日 第 1 回定例会
- 11 日 議会運営委員会
- 20 日 渡島東部消防事務組合定例会（南茅部町・関係議員出席）
- 26 日 監査委員より平成14年 2 月分の出納検査報告書を受領
- 28 日 議会運営委員会・第 2 回臨時会
- 29 日 議会だより編集特別委員会



編集後記

陽光の季節となり、町民皆様方におかれましては、日増しに御多忙になる頃と思います。

ご承知のとおり、学校教育、五日制、ベイオフ解禁、年金等、種々にわたり法改正がなされ、四月一日から実施されるわけであります。当町漁業においては、ホタテの低価格により、大変厳しい状況にあります。このような目まぐるしく変わる社会情勢の中、当町、議会だよりも、より良い編集を目指して、色々模索中でありますので、お気付きの点がございましたら、ご投稿を宜しくお願い致します。末尾になりますが、町民皆様の益々の御健勝を御祈念申し上げます。

◎議会だより編集特別委員会

委員長 笠原 賢
副委員長 浦 梅 吉
委員 盛田 鉄 次
委員 千葉 光 義
委員 中川 一